

出産費(家族出産費)等の請求について

出産費(家族出産費)・出産費(家族出産費)附加金の請求をお忘れなく!

平成23年4月1日より従来の出産費等の請求手続きに『受取代理制度』が加わりました。医療機関等で導入されている『制度』を確認され、それぞれに応じた手続きをとってください。

制度区分	直接支払制度	受取代理制度	どちらの制度も利用しない
共済組合への請求手続き	出産後に「出産費等内払金支払依頼書」と依頼書の(注)に書かれている添付書類を提出	出産予定日まで2か月以内に「出産費等支給申請書」を提出	出産後に「出産費(家族出産費)・出産費(家族出産費)附加金請求書」と請求書の(注)に書かれている添付書類を提出
医療機関等での窓口負担	出産費用が出産費42万円(産科医療補償制度対象分娩でない場合は39万円)以下の場合には窓口負担は無し。超える場合は、超えた部分の差額を窓口で支払う	出産費用が出産費等の47万円(産科医療補償制度対象分娩でない場合は44万円)以下の場合には窓口負担は無し。超える場合は、超えた部分の差額を窓口で支払う	出産費用を窓口で全額支払う
共済組合からの給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費 出産費用が42万円もしくは39万円以下の場合には出産費との差額 ・ 出産費附加金 5万円(差額の有無に関係無く給付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費等 (出産費+出産費附加金) 出産費用が47万円もしくは44万円以下の場合には出産費等との差額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費 42万円(産科医療補償制度対象分娩でない場合は39万円) ・ 出産費附加金 5万円

※請求手続きに必要な様式については公立学校共済組合石川支部ホームページからダウンロードできます。

Q&A

Q

直接支払制度と受取代理制度の選択はできますか？

A

選べるのではなく出産する医療機関がどの制度に対応しているかで決まります。受取代理制度を導入している医療機関等は限られていますので、出産する医療機関等がどちらの制度を導入しているか事前に確認してください。また、書類の提出時期について直接支払制度は出産後であるのに対し、受取代理制度は出産前に提出することになります。

Q

産科医療補償制度加入医療機関で出産をした際に、直接支払制度を利用し出産費用が50万円だったので差額の8万円を医療機関に支払いました。共済組合から出産費の差額給付は無いので内払金支払依頼書は提出しなくていいですか？

A

直接支払制度を利用した場合、出産費用と出産費の差額給付が無い場合でも出産費等附加金の給付があります。「出産費等内払金支払依頼書」と添付書類を提出し出産費等附加金の請求をしてください。

保育用品の請求も忘れずに!

組合員及び被扶養者(任意継続組合員を除く。)が出産した時は、保育用品を配付しています。対象者は忘れずに請求してください。

※請求様式は公立学校共済組合石川支部のホームページからダウンロードできます。

